

地方消費税率引上げ分の使途について(令和8年度予算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) 25,000 千円

(歳出)

(単位:千円)

項 目		予算額	特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)		その他
社会福祉費	社会福祉総務費	177,421	78,323	99,098	11,900		87,198
	老人福祉費	43,350	12,187	31,163	3,800		27,363
児童福祉費	保育所費	88,276	20,571	67,705	7,300		60,405
	子育て支援事業費	23,998	14,372	9,626	1,000		8,626
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	14,943	5,808	9,135	1,000		8,135
合 計		347,988	131,261	216,727	25,000		191,727